輸第102549号	なたね油かす及びその粉末	5，8なたね油かす粉末	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
輸第102551号	化成肥料	MTFC＃1	丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
輸第102552号	化成肥料	MTFC＃4	丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
輸第102553号	化成肥料	MTFC＃5	丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
輸第102554号	化成肥料	MTFC＃43	丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
輸第102570号	魚かす粉末	魚骨	株式会社日幸商事	静岡県静岡市清水区横砂本町18番26号
輸第102577号	化成肥料	活菜	岩田産業株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目2番11号
輸第102582号	石灰窒素	石灰窒素	三和グリーン株式会社	福岡県福岡市中央区小笹三丁目9番27―105号
輸第102583号	化成肥料	化成14―14―14	株式会社FYC	福岡県福岡市中央区港2丁目1番5号
外第102585号	配合肥料	Nova Potassium	FOMENTO Y DESARROLLO AGRICOLA SL	スペイン国ムルシア州トタナ-Polígono Industrial El Saladar. Avda. Cena del Hierro, 1.
			ICL JAPAN株式会社（国内管理人）	東京都文京区後楽二丁目3番21号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第三十一条第三項、第三十四条第一項、第四十五条第一項及び第四十六条第三項並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第一条第二項第六号、第六条第五号及び第十二条第二項第四号の規定に基づき、平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十八日　　農林水産大臣　森山　裕

一く及びト、二二及びホ並びに五く中「育児食用」を「乳幼児用」に、「食餌療法用」を「食餌療法用」に、「もち」を「餅」に改める。

別表第一の二の項中「育児食用」を「乳幼児用」に、「食餌療法用」を「食餌療法用」に改める。

別表第三の三、四及び八の項中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

○経済産業省告示第二百十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年七月二十八日　　経済産業大臣　林　幹雄

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
長野県電気工事業工業組合	長野県長野市大字鶴賀田町二〇八八番地	平成二十八年七月三十日
岐阜県電気工事業工業組合	岐阜県岐阜市今川町二丁目二十六番地の三	平成二十八年七月三十日

○関東地方整備局告示第二百六十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十六条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査業務の休止の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年七月二十八日　　関東地方整備局長　大西　亘

一　登録番号　関東地方整備局長17

二　登録建築物調査機関の名称　株式会社高良ＧＵＴ

三　住所　東京都新宿区三栄町２３番地1ライラック三栄ビル４階

四　休止する建築物調査の業務に係る区域　埼玉県、千葉県、東京都（島嶼部を除く。）、神奈川県全域

五　建築物調査の業務の休止する期間　平成二十八年五月一日から平成二十八年十一月三十日まで

○近畿地方整備局告示第百二十三号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第十二条第一項の規定により、事業概要書を作成し、国土交通大臣に送付したので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

事業概要書は、平成二十八年七月二十八日から一般の縦覧に供する。

なお、事業区域又はこれに近接する地下において、当該事業に関し同法第四条各号に掲げる事業との共同化、事業区域の調整その他必要な調整は、縦覧期間満了の日までに申し出ること。

平成二十八年七月二十八日　　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　事業者の名称　国土交通省近畿地方整備局長（予定）

(二)　事業の種類　一般国道（自動車専用道路）建設事業

(三)　事業区域の概要

大阪府大阪市都島区友渕町一丁目から大阪府大阪市城東区古市一丁目

（延長　約三・七キロメートル、土被り　約六十二メートルから約七十五メートル）

(四)　使用の開始の予定時期及び期間

権利取得の時期から施設の存続する限り

(五)　事業計画の概要（本線）

事業名　一般国道（自動車専用道路）建設事業（（仮称）淀川左岸線延伸部）

計画延長　約八・七キロメートル

構造規格　第二種第二級